

大津市道路施設維持管理システム構築等業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、大津市道路施設維持管理システム構築等業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名称

大津市道路施設維持管理システム構築等業務

(2) 業務の内容

別紙「大津市道路施設維持管理システム構築等業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりに

(3) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 予算額

委託料の上限は18,843,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル

5 スケジュール

令和8年4月27日（月）	公募開始
令和8年5月7日（木）	質疑受付締切
令和8年5月12日（火）	質疑に対する回答（予定）
令和8年5月15日（金）	参加申込書及び企画提案書等の提出締切
令和8年5月29日（金）	書類審査（1次審査）の結果通知
令和8年6月3日（水）	プレゼンテーション審査（2次審査）

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、

消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (7)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 道路施設の維持管理に用いることができるシステムの導入、運用等の業務を直近5年以内に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体から受託し、これを履行した実績（履行中のものを含む。）を有する者であること。

7 質問と回答

(1) 質問方法

別添の質問書（様式7）により、電子メールで提出すること。（郵送、持参不可）メールの件名に「プロポーザル質問. 送信年月日（西暦8桁）. 商号又は名称」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信し、送信後必ず電話で送信した旨を伝えること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問期限

令和8年5月7日（木）午後5時まで

※ 質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(3) 提出先

大津市建設部道路・河川管理課 管理係

電話 077-528-2782

電子メールアドレス otsu1804@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法

令和8年5月12日(火)(予定)に質問書の送信元のメールアドレス宛てに電子メールにより送信するとともに、大津市ホームページにおいて掲載する。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本要領、大津市道路施設維持管理システム構築等業務に係る企画提案書作成要領(以下、「企画提案書作成要領」という。)、仕様書及び大津市契約規則(昭和40年規則第35号)等の各規定を理解した上で、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし、ケに掲げる書類は、原本1部及び副本8部を提出すること。

※ 副本には、提案者の商号又は名称、代表者氏名その他の事業者が特定できる事項を記載しないこと。

ア 参加申込書(様式第1号)

イ 暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書(様式第2号)

ウ 会社概要(様式第3号)

エ 見積書(様式第4号)

オ 事業実績調書(様式第5号)(TECRIS登録された契約書の写し等を添付すること。)

カ 実施体制(様式第6号)

キ 大津市道路施設維持管理システム構築等業務に係る機能等要件一覧表(様式第8号)

ク クラウドサービス要件・適用状況一覧(様式第9号)及び附帯資料

※ クラウドサービスである場合のみ

ケ 企画提案書(任意の様式)

コ 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類

(ア) 直近年度の市町村税(本店所在地分及び本市分(支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。))及び消費税の納税証明書(写し可)(滞納がないことを確認できるもの)

(イ) 法人の場合にあつては履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)(写し可)、役員名簿及び委任状(本店から委任を受けて支店、営業所等において参加申込みを行う場合に限る。)、個人の場合にあつては身分証明書の写し

(2) 提出期間及び時間

令和8年4月27日(月)から同年5月15日(金)まで

上記期間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。

なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号(大津市役所本館4階)

9 企画提案書作成方法

企画提案書作成要領に基づき、作成すること。

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、大津市道路施設維持管理システム構築等業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が審査を行う。

(1) 1次審査：書類審査

原則として、応募者が3者を超えた場合は、提出書類を基に書類審査を行い、次号の2次審査の参加対象者を3者に選抜する。応募者が3者以下の場合は、提出書類の内容を審査したうえで2次審査の対象者とする。なお、審査委員会の協議により3者以上となる場合がある。

1次審査の結果は、令和8年5月29日（金）（予定）に電子メールで送信する。

(2) 2次審査：企画提案に係るプレゼンテーション

企画提案書等によるプレゼンテーション審査とし、別紙評価基準により審査委員会が審査し、受託候補者及び次点候補者を選定する。なお、プレゼンテーションの際には、類似の製品等を用いてデモンストレーションを行うこと。プレゼンテーション（デモンストレーション含む）審査は以下の日程で行う。

日時 令和8年6月3日（水）（予定）

説明時間 35分間（提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。）

質疑応答 15分間

参加人数 3人以内

デモンストレーション内容 以下2点

ア パソコンを用いて、道路施設維持管理システムを立ち上げ、ある特定の場所を住所または地番で検索し、その場所付近に存在する道路施設の維持管理に必要な情報を表示すること。また、印刷プレビュー画面を表示すること。なお、道路施設の維持管理に必要な情報の内容は、提案者が用意する任意のもので可とする。

イ スマートデバイスを用いて、道路施設維持管理システムを立ち上げ、ある特定の場所を住所または地番で検索し、その場所付近に存在する道路施設の維持管理に必要な情報を表示すること。続いて、当該施設に関する現場状況の写真やそれに関する文章を追加で登録する手順をできる限り示すこと。登録する情報の内容例は次の①、②のとおり。

① 現場状況の写真（提案者が用意する任意の写真）

② 現場状況に関する文章（提案者が用意する任意の文章）

なお、道路施設の維持管理に必要な情報の内容は、提案者が用意する任意のもので可とする。

※ 実施場所、時間、会場等は、2次審査の参加者に別途通知する。

※ 企画提案書等に基づいてプレゼンテーションを行うこと。その際、あらかじめ市が準備したスクリーン及びプロジェクター（HDMI 接続）を利用することができる。なお、使用する電子データは企画提案書等と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略、頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

※ 提案者は、スマートデバイスの画面を審査委員が容易に閲覧することができるよう対策を講じること。その際、上記スクリーン及びプロジェクター（HDMI 接続）を利用することができる。

(3) 審査項目及び配点

企画提案は、別紙評価基準に基づき各審査委員が審査し、各審査委員の採点の平均点により決定する。

最低基準点は、審査委員全員の合計において満点の6割とし、選定は、最低基準点を満たし、かつ最も評価が高い提案者を受託候補者とする。次点の提案者を次点候補者とする。同点の場合は、事業費がより安価な者を優先候補者として選定する。事業費も同額の場合は、津市道路施設維持管理システム構築等業務に係る機能等要件一覧表（様式第8号）の得点が高い者を優先候補者とし、それでも決まらない場合は、審査委員会による協議のうえ、優先候補者を選定する。また、提案者が1者であっても審査委員会は実施する。

11 審査結果

(1) 通知方法

2次審査（プレゼンテーション審査）を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知時期

令和8年6月10日（水）（発送予定）

12 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

13 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

14 情報公開及び提供

市は提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

15 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 異議申し立て

提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し

立てることはできない。

16 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号（大津市役所 本館4階）

大津市建設部道路・河川管理課 管理係

電話 077-528-2782（直通）

電子メールアドレス otsu1804@city.otsu.lg.jp